

令和7年度中国・香港における観光営業代行等業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

人員面、経費面あるいは海外旅行会社とのコネクションが無いため、保有する観光コンテンツの海外営業を行うことができない福井県内の観光事業者（以下、「県内事業者」という。）に代わり、中国・香港において県内事業者の観光コンテンツや「海外旅行会社との取引拡大推進事業 中国からの誘客促進助成金」（以下、助成金という。）を活用し、旅行商品を造成する現地旅行会社を探し、本県への旅行商品の造成、販売、送客に結び付ける。

2 業務の名称

令和7年度中国・香港における観光営業代行等業務委託

3 業務の期間

契約日から令和9年2月28日まで

ただし、「令和7年度中国・香港における観光営業代行等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）第5「委託内容」の業務は、契約日から令和8年3月17日まで

4 応募資格

次の全ての要件を満たすこと。

- ①日本において法人格を有していること。
- ②中国または香港に、支社や支店、パートナー企業を有しているなど、現地で適切に業務を遂行できる実施体制を有していること。
- ③日本語での企画提案書の提出および契約締結が可能であること。また、仕様書で定める営業地域において、現地の言語により交渉および文書の作成を行えること。
- ④福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること
※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、

または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

⑦県の指名停止措置を受けている者でないこと。

⑧宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 予算の上限額

- (1) 委託金額は21,704,100円（消費税等諸税を含む）を上限とする。
- (2) (1)のうち、仕様書第5「委託内容」(1)(2)(4)に係る委託金額は10,000,300円（消費税等諸税を含む）を上限とする。
- (3) (1)のうち、仕様書第5「委託内容」(3)に係る委託金額は9,704,000円（消費税等諸税を含む）を上限とする。ただし、同委託金額のうち、8,822,000円（消費税等諸税を含む）は助成金の原資とし、助成金の利用実績に応じ減額する。
- (4) (1)のうち、成功報酬は1,999,800円（消費税等諸税を含む）を上限とし、下記8「成功報酬の計算」のとおり、実績に応じ委託料を減額する。

6 企画提案を募集する委託業務内容

- (1) 営業代行を行う営業地域および委託内容は、仕様書第4以下のとおりである。
- (2) 応募者は下記の項目を記載した企画提案書（様式は任意）を提出すること。

項目	記載内容および留意事項
①受託事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none">・責任者および本事業の実施体制、県との連絡体制。仕様書第5(1)および(2)と、仕様書第5(3)のそれぞれについて記載すること。・地方へのインバウンド誘客に関するノウハウと実績・現地（中国・香港）責任者の経歴、実務経験等・当該業務を他の事業者と連携して行う場合、連携を行う他の事業者との役割分担を明確にした上で記載すること。
②営業地域の旅行会社への営業活動	<ul style="list-style-type: none">・仕様書第7に定める目標値を満たした上で、1か月あたりの営業件数目標および営業地域別の旅行会社への営業見込数を記載すること。・本県への送客に結び付けるための営業地域の旅行会社への効果的な営業手法、具体的な戦略
③ファムトリップの実施	<ul style="list-style-type: none">・招請が可能な旅行会社数と旅程
④助成金事務局の運営	<ul style="list-style-type: none">・営業地域の旅行会社による助成金制度の利用促進に向けた効果的な周知方法、具体的な戦略
⑤スケジュール	<ul style="list-style-type: none">・契約期間中の業務スケジュールを記載すること。

⑥過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> 類似業務を実施した実績（過去2年以内） 日本の自治体、国、政府関係機関からの受託業務を優先的に記載すること。
⑦見積金額	<ul style="list-style-type: none"> 見積りは、仕様書第5（1）～（4）および同業務に係る諸経費の内訳金額を記載すること。ただし、第5「予算の上限額（3）」に定める<u>助成金の原資は見積りに含め、第5「予算の上限額（4）」に定める成功報酬は見積りに含めない。</u> 第5「予算の上限額（1）～（4）」に定める上限額ごとの金額を明記すること。 見積金額は日本円建てで記載すること。 上記第5「予算の上限額（1）～（4）」に定める金額を上限とし、本体価格と消費税額を明記すること。 契約は日本円で締結し、為替変動による契約金額の変更は行わない。
⑧成功報酬	<ul style="list-style-type: none"> 対象に個人旅行（宿泊施設と移動手段のみ手配等、ツアーとしての取り扱いを行わない旅行）の実績を含めることを希望する場合、送客人数の把握方法とその確認方法を記載すること。
⑨その他	<ul style="list-style-type: none"> 委託料の範囲内で、営業地域で使用するための営業ツールを新たに作成等する場合、その内容を記載すること。 委託料の範囲内で、本業務に関連して実施可能な事業がある場合、その内容を記載すること。

7 スケジュール案および費用負担

（1）スケジュール案

5月上旬～	<ul style="list-style-type: none"> 営業代行開始 助成金事務局の運営開始
5月中旬～翌年3月 中旬	<ul style="list-style-type: none"> ファムトリップの実施 月次報告書の提出
3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施報告書の提出

（2）費用負担

①応募者が提案する企画内容を実施するために必要な費用は、6（2）⑦の見積りに全て含むこと。

②業務の実施にあたって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの

- 経費を盛り込んで提案すること。
③本企画提案の応募に係る経費は全て提案者の負担とする。

8 成功報酬の計算

- (1) 営業代行の結果、新たに旅行商品が造成され福井県に宿泊を伴う送客があった場合に、成功報酬を支払う。
- (2) 成功報酬の計算方法は仕様書第8「成功報酬」による。
- (3) 成功報酬は令和8年度の送客実績に基づき、令和8年度に支払い、令和7年度の実績によるものではないので、注意すること。
- (4) 成功報酬の対象に個人旅行（宿泊施設と移動手段のみ手配等、ツアーとしての取り扱いを行わない旅行）の実績を含めることを希望する場合は、送客人数の把握方法と、その確認方法を提案すること。

9 委託料の支払い

- (1) 本業務終了後を基本とし、仕様書第5「委託内容」に係る委託料については県の令和7年会計年度中に支払う。ただし、上記第5「予算の上限額（2）に定める助成金の原資については前払を可能とする。なお、助成金の原資に残額が生じた際は、その額を委託料から減額する。
- (2) 成功報酬については県の令和8年会計年度中に支払う。
- (3) 代金の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに、外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

10 応募の手続き

- (1) 下記の書類を提出すること。

内容	説明	提出形式	提出期限
質問票	別紙様式4	電子ファイル	令和7年3月28日（金） 17：00必着
参加申請書	別紙様式1		令和7年4月2日（水） 17：00必着
誓約書	別紙様式2	電子ファイルまたは紙媒体	
会社概要	任意様式		
参加資格確認書類	10（4）参照		
企画提案書 参考見積書 会社概要	6（2）参照	電子ファイル および紙媒体5部 ※会社概要について、 参加申請書提出時に 送付した書類と同じ である場合、電子ファ	令和7年4月11日（金） 17：00必着

		イルの再提出は不要とする。(紙媒体の提出は必要)	
--	--	--------------------------	--

(2) 提出方法

- ①上記（1）の提出形式区分に従い提出すること。
- ②電子ファイルは、電子メールにより下記宛先まで送信すること。なお、7MBを越える容量がある場合は、県で電子メールの受信が拒否される。そのため、電子ファイルを記録したUSB等記録媒体を郵便や宅配便等で下記宛先に送付、またはオンラインストレージを利用し、下記宛先に電子メールでダウンロードURLを通知する方法も可とする。
- ③紙媒体については、郵便等で下記宛先に送付すること。

〒910-0004

福井県福井市宝永2丁目4-10

福井県交流文化部観光誘客課インバウンド推進室 担当 北川、渡辺

TEL: 0776-20-0699 Email: kankou@pref.fukui.lg.jp

- ④企画提案書は、提出後の追加、訂正は不可とする。
- ⑤質問がある場合、上記（1）に従い、上記③の宛先に電子メールで提出すること。
- ⑥質問に対する回答は、参加申請書提出者全員に対し、令和7年3月31日（火）までに、電子メールにより回答する。なお、質問が多数ある場合、別途電子メールで新たな回答期限を通知することがある。

(3) 受領確認

- ①県は、上記（1）の書類提出を確認した際、応募を確認した事を電子メールで連絡する。
- ②県から応募を確認した電子メールが届かない場合、上記（1）の提出期限の翌開庁日17時までに、上記（2）③の担当者に電話で連絡をすること。なお、これを過ぎた場合、県は応募がなかったものとみなすので注意すること。

(4) 参加資格確認書類

- ①下記の書類を提出すること。
 - ・参加申請書（別紙様式2）
 - 複数の事業所が共同で参加する場合、代表するものを定め、その者が提出すること。
 - ・会社概要
 - ・中国または香港に、支社や支店、パートナー企業を有していることを示す書類（任意様式）
 - ・過去2年以内の類似事業の契約書等の写し（履行実績がある場合）
 - ・日本の履歴事項全部証明書（写し可）（3か月以内発行に限る）
 - ・応募資格誓約書（別紙様式3）・福井県競争入札参加資格決定通知書の写

したまは、競争入札参加資格審査申請書（受付印を押したもの）の写しあるいは、競争入札参加資格申請を電子申請システムで行った場合、受付確認メールの写し

※競争入札参加資格の認定申請は福井県会計局会計課に申請すること。

- ② 上記①の提出が無い場合、または書類の提出により4に定める応募資格を満たさないことが判明した場合、本公募への参加を認めない。
- ③ 上記①の書類の取得・提出に必要な費用は、応募者の負担とする。

(5) 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和7年4月3日（木）までに電子メールで通知する。参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電子メールにて通知する。

(6) 企画提案書の提出辞退

参加申請書提出後、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を電子メールにて、企画提案書の提出期限までに提出すること。

なお、企画提案を辞退しても、不利益な取扱いは行わない。

1.1 審査方法

(1) 県は審査会を設け、提出のあった企画提案書の内容を審査し、優先交渉権者を選定する。

(2) 審査は、以下の評価基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は一切受け付けない。

- ① 実施体制：業務を適正かつ確実、効果的に実施する体制を有するか。
 - 地方へのインバウンド誘客に関するノウハウと実績を有するか。
 - 現地（中国・香港）責任者の経歴、実務経験等は十分か。
- ② 提案内容：1か月あたりの営業件数目標および営業地域別の旅行会社への営業見込数は十分か。可能な限り多くの営業活動を行っているか。
 - 営業地域の旅行会社への営業手法と戦略は実現可能かつ魅力的な内容となっているか。
 - 招請が可能な旅行会社数は十分か。旅程は本県への送客増の目的に合致するものか。
 - 助成金制度の利用促進に向けた周知方法と戦略は実現可能かつ魅力的な内容となっているか。
- ③ 過去の実績：過去において類似の業務実績があるか。評価に値する成果を収めているか。
- ④ 価格：見積りの積算は妥当か。費用対効果が優れているか。
- ⑤ 追加提案：追加提案が実現可能かつ魅力的な内容となっているか。本県への送客増に結び付くものか。

- (3) 審査にあたり必要がある場合、審査員が企画提案応募者に対し、ヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。
- (5) 本事業は国の第2世代交付金を活用する事業のため、優先交渉権者の決定の効果は交付金交付決定時においてのみ生じる。
- (6) 決定の取り消し
次の要件のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがある。
 - ①企画提案者が参加資格を有すると偽った場合
 - ②企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合
 - ③企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

12 契約

- (1) 県は優先交渉権者と協議を行い、契約の仕様（成功報酬の計算方法に係る仕様を含む）や金額等について内容の詳細を定め、契約を締結する。したがって、優先交渉権者の選定時において、企画提案書に記載された全ての内容を承認するものではない。
- (2) 優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とし協議を行う。
- (3) 福井県財務規則第172条各号に該当の場合を除き、契約にあたり県に対し、契約金額の10／100以上の契約保証金の納付が必要。また、変更契約により契約額が増加した場合、増加額について契約保証金の追加納付が必要である。
- (4) 契約保証金は契約の履行完了を確認した後、還付する。この際、契約保証金に利息は付与しない。

13 その他の注意事項

- (1) 県民等から情報公開請求があった場合、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。
- (2) 手続きで使用する言語および契約に用いる通貨は、日本語および日本円に限る。
- (3) 審査の結果、優先交渉権者の選定に至らない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合、当該応募者の提案を無効にする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 優先交渉権者となった者は、会計法令に基づく契約手続きの完了までは県との契約関係は生じない。
- (7) この公募要領に定めのない事項については、県の指示に従うこと。

14 問い合わせ先

〒910-0004

福井県福井市宝永2丁目4-10

福井県交流文化部観光誘客課インバウンド推進室 担当 北川、渡辺

TEL: 0776-20-0699 Email: kankou@pref.fukui.lg.jp

15 様式等の掲載

福井県ホームページ

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankou/cyuugokudaikou.html>)

からダウンロードすることができる。